

9. 4から8までに掲げる事業及び措置と総合的かつ一体的推進に関する事項

(1) 掛川市の推進体制の整備等

掛川市中心市街地活性化基本計画の策定及び進行管理を行うとともに、中心市街地活性化施策の重要案件について、まちづくり業務に係る担当部課の連携により総合的な協議・調整を行い、中心市街地活性化基本計画の円滑で効率的な推進を図ることを目的に、庁内の関係部課が連携し共同で業務にあたった。

また、商業者、事業者、市民、関係団体、行政が協働して活性化事業に取り組むため平成19年1月に「掛川市中心市街地活性化協議会」を設置した。

①中心市街地活性化推進に係る担当の設置

本市では中心市街地の活性化を図るため、都市建設部都市政策課を中心に関係各課において政策事業を実施してきた。

■中心市街地活性化推進係の要員

所 属	要員数
都市建設部都市政策課	4名

②庁内の連絡調整のための会議等

中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進を図るため庁内組織で、基本計画の検討及び連絡調整を行った。

また、計画策定後は中心市街地活性化協議会に点検結果報告するため、中間時に報告会を開催し協議改善を図っていく。このようなP（計画）・D（実行）・C（点検）・A（改善）サイクルの進行管理を行い継続的な改善を図るものとする。

・中心市街地活性化基本計画策定関係課長協議

都市建設部都市政策課、環境経済部商工観光課、企画制作部企画調整課を中心とし、前計画の評価・総括の実施と新計画策定に向けた作業を推進し、計画案の作成・検討を行った。

・中心市街地活性化基本計画策定関係部長協議

前述の「中心市街地活性化基本計画策定関係課長協議」と同様、前計画の評価・総括の実施と新計画策定に向けた検討を行った。

■協議参加者

中心市街地活性化基本計画策定関係部長協議	中心市街地活性化基本計画策定関係課長協議
総務部理事	管財課長
企画政策部長	企画調整課長
企画政策部付参与	財政課長
健康福祉部長	農林課長
環境経済部長	商工観光課長
教育委員会教育次長	土木課長
都市建設部長	福祉課長
都市建設部参与	都市政策課長
担当事務局	担当事務局

③市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

平成 26 年 2 月の市議会全員協議会において、前計画を平成 27 年 2 月までとし、新計画については平成 27 年 3 月に内閣総理大臣の認定を受けるべく進めることを報告。

平成 26 年 2 月議会の一般質問において「掛川駅から文化エリアの市街地活性化」について質問があり方向性について回答を行った。

質問要旨

- a 中心市街地活性化基本計画の進捗状況と今後の計画
- b 掛川駅前より、掛川城等までの文化エリアまでの街づくりについて
- c 掛川駅前の西街区の再開発事業計画について

回答要旨

- a 3つの目標指標に対しての、達成状況、今後の予定について報告
- b 今後の計画について中心市街地の目ざす方針、方向性を明確にし、具体的にどのような事業手法を活用すべきかを中心市街地活性化基本計画の中で議論検討を進めていく。
- c 西街区については、方向性としては民間活力の導入を始め、多くの市民の中心市街地へのまちづくりへの参画、愛着を感じる仕組みとして、市民ファンドのような活用も検討しながら、ハード・ソフト両輪による事業展開を図っていきたい。

平成 26 年 11 月議会行政報告において、市街地の活性化は継続した取り組みが重要であり、新たに平成 27 年 4 月から 5 年間の計画を策定するよう作業を進めており、市議会全員協議会で報告させていただき、内閣府へ申請する予定で進めていることを報告。

④地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する

・ 関係者との勉強会の実施

中心市街地商業者を中心に、再開発事業地権者や地元市議会議員、行政関係者らを含め、前計画の実施状況や新計画における基本的な考え方を説明、経済産業省や国土交通省の支援策などの紹介を行い、中心市街地の活性化に向けた今後について、定例会(毎週金曜日)を設け、協議検討を行った。

年 月 日	協 議 検 討 事 項
26. 4. 22	概要、方針、方向性の確認
5. 9	中心市街地の現況の確認
5. 16	東街区再開発事業現況、課題案件
5. 23	地域資源、産業業界
5. 30	店舗の建て替え計画
6. 6	I T産業業界
6. 13	高齢化対策、環境型まちづくり
6. 27	街なか今昔話
7. 4	人づくり街づくり
7. 11	イベント情報、提案
7. 18	農業振興現況
7. 25	コミュニティ施設検討提案
8. 1	さまざまなNPO活動
8. 8	まちづくり協働センターセンター案
8. 22	地域ブランディング、マーケティング
8. 29	全体のとりまとめ
9. 5	中心市街地活性化に向けた提言等の総括

・ 民間事業者との検討会

- 前計画の成果と反省点を確認(平成26年4月14日)
- 中心市街地の現状と課題について確認(平成26年6月24日)
- 中心市街地活性化基本計画の方向性の確認(平成26年7月11日)
- 中心市街地活性化基本計画の骨子について確認(平成26年8月20日)
- 中心市街地活性化基本計画(案)の確認(平成26年9月18日)

(2) 掛川市中心市街地活性化協議会に関する事項

① 協議会の概要

掛川商工会議所とかげがわ街づくり(株)が共同設立者となり、平成19年1月15日、掛川市中心市街地活性化協議会(以下、「協議会」という。)を設立した。

協議会は、法に基づく掛川市中心市街地活性化基本計画の実施にあたって必要な事項について協議し、様々な主体が参画するまちづくりの運営を横断的、総合的に調整する組織である。協議会の構成員は、商工会議所、まちづくり会社、行政、事業者、地権者、住民、NPO、ボランティア団体等、協議会の目的に賛同する関係者の参加によって活動を行うこととしている。

協議会の目的

掛川市中心市街地活性化基本計画の実効性を高め、中心市街地の活性化を図り、市勢の発展に寄与する。

協議会の役割

- ・まちづくりに関するアイデアや事業提案の受け皿
- ・事業提案等の具体化への検討、事業推進サポート
- ・関係者の横の連携と情報共有の場の形成

② 開催状況及び構成員

中心市街地活性化基本計画策定に伴う中心市街地活性化協議会との確認協議

開催日 平成26年7月1日(火)

議題 中心市街地活性化基本計画について

議事概要 前計画の総括について

開催日 平成26年7月22日(火)

議題 新規中心市街地活性化基本計画(素案)について

議事概要 事業メニュー等について

開催日 平成26年9月30日(火)

議題 新規中心市街地活性化基本計画(案)について

議事概要 基本計画の概要説明

開催日 平成26年10月20日(月)

議題 新規中心市街地活性化基本計画策(案)について

議事概要 基本計画(案)に対する意見について

開催日 平成26年11月4日(火)

議題 新規中心市街地活性化基本計画(案)の意見書提出

概要 中心市街地活性化に向けた市長との意見交換

中心市街地活性化協議会構成員名簿

■掛川市中心市街地活性化協議会構成員名簿

団体名	根拠法令	役職等
掛川商工会議所	15 条第 1 項 (商工会議所)	会頭
かけがわ街づくり株式会社	15 条第 1 項 (市街地系まちづくり会社)	取締役
掛川市	15 条第 4 項 (掛川市)	都市建設部長
掛川駅前東街区市街地再開発準備組合	15 条第 4 項 (基本計画実施に密接な関係者)	理事長
掛川商店連盟	15 条第 4 項 (商業活性化事業を行う者)	会長
連雀商店街振興組合		理事長
中町商店街振興組合		理事長
掛川おかみさん会		代表
掛川タクシー(株)	15 条第 4 項 (公共交通機関の利便増進事業者)	取締役社長
中部電力(株)掛川営業者	15 条第 4 項 (居住環境向上事業者)	所長
掛川茶商協同組合	15 条第 8 項 (地域経済)	理事長
掛川信用金庫		業務部長
掛川市消費者協会		会長
(社)静岡県建築士会小笠支部		
掛川建設業協同組合	15 条第 8 項 (開発・整備)	理事長
掛川市社会福祉協議会	15 条第 8 項 (医療・福祉)	会長
(社)掛川シルバー人材センター		理事長
掛川市区長会連合会	15 条第 8 項 (環境・コミュニティ)	会長
NPO 法人スローライフ掛川		代表理事
オブザーバー		
掛川警察署	15 条第 8 項 (治安・防災)	
静岡県産業部商業まちづくり室	15 条第 8 項 (関係行政機関)	

③ 法第 15 条の適合

第 3 項の規定の適合

インターネットにより、協議会を組織したときに、内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところによりその旨及び内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表している。

第 4 項、第 5 項の規定の適合

協議会の構成員でない者からの申し出はない。

④ 基本計画の作成に際して協議会から提出された意見書

平成 26 年 11 月 4 日

掛川市長
松 井 三 郎 様

掛川市中心市街地活性化協議会
会 長 仁 科 雅 夫

掛川市中心市街地活性化基本計画(案)に関する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定に基づき「掛川市中心市街地活性化基本計画(案)」に対する意見書を提出します。

(意見)

掛川市中心市街地活性化基本計画(案)(以下「本計画」)は、前計画における実績と課題、そして今後に必要な事業等を盛り込んだ計画として概ね妥当なものと考えます。

ただし、意見とりまとめの過程において出された、本計画への期待と重視する事項を付帯意見として以下に記します。

(付帯意見)

1. 基本の方針に関するもの

本計画は、平成 21 年 3 月に内閣総理大臣の認定を受けた「掛川市中心市街地活性化基本計画」を継承する性格を有してはいますが、同計画期間の実績および社会経済変動など環境変化を的確に把握したうえで、掛川市の価値を高める役割を果たす「中心」となることを目指す計画であるべきだと考えます。

2. 中心市街地の位置及び区域に関するもの

前計画の実効性、当市中心市街地の現状と課題等を踏まえ、限られた財源で 5 ヶ年という期間で活性化の効果を出していくには、今の区域が概ね妥当だと考えます。

3. 中心市街地活性化の目標に関するもの

中心市街地活性化は、居住：「住むまち」と交流：「訪れるまち」の機能の向上が両輪となって推進されるべきだと考えます。さらに、住むまちとしての魅力を高めることに交流機能が貢献し、訪れるまちとしての魅力が住む人達との交流やふれあいによって高められる。そのような2つの機能が良い方向で影響し、相乗的に効果を発揮していくことが重要です。そのためには、居住と交流機能が相互に魅力を高め合うことができる高い質を保ちながら、有機的な連携を図ることが大切となります。

当市は、報徳思想を今日に受け継ぐ地であり、東海道新幹線新駅設置事業をはじめとする基盤整備事業を市民らの推譲（寄付金）で賄ってきました。そして、現在は「協働による街づくり」をスローガンに掲げ、行政・市民・企業が“地域活性化”に向けて取り組んでいます。この活動の輪を拡大することで、本計画の目標を達成できるものと思います。市がイニシアティブを発揮してこそ、市民・企業が各種計画を実行し、やがて目標・指標に到達するものと考えます。

4. 事業に関する意見

長年の懸案であった駅前東街区市街地再開発事業が事業着手し、新たな街づくりに向けた大きな一歩を踏み出しました。まずは、同事業を無事遂行するとともに、一体的な施設整備と、それらを有効的に動かすシステム構築が求められます。

前計画中に進められてきたJR掛川駅木造駅舎整備事業、掛川城公園の歴史文化ゾーン整備事業を南北の核とし、これらを効果的に結ぶ事業を本計画において再構築すべきと考えます。重要なことは、これまで実施してきた整備事業を有効活用し、その効果を周辺エリアに波及させていくことであり、中心市街地内の面的な回遊を促すための機能配置や魅力あるルートづくりです。特に、旧東海道の東西軸線の強化が大きな課題であり、拠点づくりや街並み整備の取り組み推進が求められます。

魅力ある居住、交流の基盤として、便利で元気な商業活動は不可欠です。飲食店の新規開業は見られるものの、物販店にあっては不足業種が目立つとともに、既存店主の高齢化、後継者難が課題となるなど商店街をとりまく状況は極めて厳しい状況です。中心市街地エリアの特性に応じた、個性ある商業集積への転換を実現する道筋を見出していかなければなりません。それは、大きな、そして難しい課題であり、個店や商店街だけでなく官民立場を超えて知恵をしぼり、重点的に取り組んでいくべきだと考えます。

そこで、これらの課題を解消していくためにも、地元商業者と連携を図りながら、掛川市中心市街地活性化協議会等が主体となり実施する中心市街地活性化施策事業を以下の通り提案をします。

【1】 街なかストリート・イベント広場化

J R掛川駅と掛川城の二核間において、市民と地域商店街が一体となったイベント開催を増加させ、交流人口の拡大をはかるとともに、市民による街使いを定着化させる。

【2】 個店の魅力アップ推進事業

岡崎市発祥の「得するまちのゼミナール（まちゼミ）」を中心市街地各店参加のもと開催し、各店の魅力を情報発信する。また、「街なかストリートけっトラ市」をはじめとする各種イベント開催時に、各店が趣向を凝らした販促事業を展開し、新規顧客獲得と来店頻度の向上を誘発する。

【3】 憩いのスペース提供事業

前計画において、市民有志「街なか応援隊」を結成し、空き店舗を活用した街なか無料休憩所「おいでえ家」の運営を行った。そのノウハウを活用し、地域住民や来街者らが集う空間を開設し、情報収集および配信を行っていく。

【4】 創業・後継者育成事業

現在、掛川市が策定中である「掛川市創業支援事業計画」に基づき、中心市街地エリアにおける新規開業者の支援（事業計画作成、資金調達、店舗など物件紹介など）を実施する。また、個性的な商品等を取り扱いながら高齢等で営業継続が困難な商店等の後継者選定作業を実施し、商業活動の活性化を図る。

5. 推進体制に対する意見、推進に際して留意すべき事項等

中心市街地は、掛川市民共通の財産であり、みんなの誇りとなるべき地であると考えます。まちづくりは、中心市街地エリア内の関係者のみで進めるべきではなく、また進められるものではありません。行政、市民、企業等が志を同じくし、各々の役割を分担しながら取り組むことこそ「協働」であり、他力本願では事業の成功はつかめません。

当中心市街地活性化協議会は、様々なまちづくり活動への支援や関係者間の連携強化に取り組んでいきたいと考えております。掛川市におきましても、リーダーシップをいかに発揮されますとともに、今後もこうした活動及び協議会の運営に対する、効果的な支援に積極的に取り組まれることを要望します。

⑤ 協議会の規約

掛川市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 掛川商工会議所及びかけがわ街づくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、

共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、掛川市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、掛川市中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、掛川市、民間事業者が作成する計画について協議し、推進することによって、掛川市の発展及び秩序ある整備をはかり、市民生活及び経済の向上に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 掛川市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）、認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 民間事業者が国の認定、支援を受けようとする事業計画に関しての協議
- (3) 中心市街地活性化のための勉強会、研修会の実施
- (4) その他、中心市街地活性化に係る活動の企画の実施

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、掛川商工会議所内に置く。

(構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 掛川商工会議所
- (2) かけがわ街づくり株式会社
- (3) 法第15条4項及び8項に規定する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

2 法第15条第4項に該当する者であつて、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会の事務局を通じて申し出ることができる。この場合においては、協議会は、法及び協議会の目的、活動から逸脱する等の適当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申出により、協議会の構成員となった者は、法第15条第4項に規定する者でなくなったとき、又は、協議会が認めたときは協議会を退会するものとする。

(委員)

第7条 協議会は、前条に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名するものを委員とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任の残任期間とする。

(公表)

第8条 協議会の公表は、法の定めるところにより行う。

(役員及び職務)

第9条 協議会には、役員として会長1名、副会長2名、監事2名を置く。

2 会長は、委員の中から互選し、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長及び監事は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務

を代理する。

5 監事は、協議会の事業並びに運営を監査する。また監事は、監査をおこなったときは、その結果を協議会に報告しなければならない。

6 役員任期及び任期中の変更については、第7条第2項及び第3項を準用する。

(ワーキンググループの設置)

第10条 協議会の活動について必要な協議又は調整を行うため、構成員に属する実務者等で構成するワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第11条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会長は必要に応じて、協議会を円滑に運営するため役員会、事業別分科会を招集することができる。

(会議の運営)

第12条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 各会議の議長は、原則会長とする。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議会結果の尊重)

第13条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、掛川商工会議所とかけがわ街づくり株式会社が共同して処理する。

(会計)

第15条 協議会の収入は、負担金、会費、補助金及びその他の収入による。

2 負担金、会費は、必要に応じ別途定める。

3 協議会の支出は、調査、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散をもって打ち切り、掛川商工会議所がこれを決算する。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

1 この規約は、平成19年1月15日から施行する。

2 第7条第2項及び第9条第6項の定めにかかわらず、設立時の委員ならびに役員任期は、平成20年3月31日までとする。

3 第15条第4項の定めにかかわらず、初年度の会計年度は、設立に要した費用の発生日

から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

⑥ その他

本計画の実効性を高めるため、市及び協議会設立後は協議会において市民意見交換会が開催された。

(3) 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(a) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

① 前計画に基づく事業の実施状況及び評価模様

前計画の事業の実施状況や数値目標の達成状況を客観的に整理し、分析を行った。事業着手の着手率は 85%であり、3つの目標のうち1つが達成見込みであり、2つが未達成である。詳しくは下記項目の中で整理している

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」

(4) これまでの中心市街地活性化に対する取り組みの検証

- ① 旧法計画、前回計画の概要
- ② 事業の進捗状況
- ③ 目標指標の達成状況
- ④ 定性的評価

② 統計的データによる客観的把握・分析

統計データ等に基づき、中心市街地の現状と課題について整理を行った。中心市街地の人口、中心市街地の年間商品販売額、売場面積、地価ともに減少傾向にある。詳しくは下記項目の中で整理している。

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」

(2) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

- ① 市町村全体、D I D地区、中心市街地ごとに分けた人口動態等
- ② 経済活力関係

③ 地域住民及び商圈内の消費者を対象とした中心市街地の都市機能へのニーズ調査

来街者や市民を対象にしたアンケート調査を平成 25 年に実施し、中心市街地の印象や来街手段、来街目的等について把握し、分析を行った。その結果、中心市街地の活性化を必要と感じている市民が多いことや、商業の魅力向上が必要なことなどが判明した。詳しくは下記項目の中で整理している。

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」

(3) 地域住民のニーズ等の把握・分析

- ① 来街者の行動実態とニーズ
- ② 居住者の買い物実態とニーズ
- ③ 歩行者通行量と自動車交通量の実態
- ④ 駐輪場の利用実態とニーズ

(b) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

前計画においては、街なか観光資源の整備やイベントなどによる人の集客を核として進めこれらと結びついた商業の振興を図るため、イベントを推進する団体を官民連携で組織し、事業を展開してきた。こうした中、中心市街地では新たな動きも生まれてきており、既存団体との連携を図ることで、新たな事業展開が期待される。詳しくは下記項目の中で記載している。

① 掛川市中心市街地活性化協議会

「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置と総合的かつ一体的推進に関する事項」

(2) 掛川市中心市街地活性化協議会に関する事項

② まちなか連絡協議会

商店街組織や地元関連団体などで組織されており、街なか全体をベースに回遊性を高め、歴史文化施設と街なかの誘客運動を図るべきであると考え、情報の交換や共有を目的に平成 23 年に発足し、年 4 回の定例会を行っている。

③ 掛川市中心市街地活性化へのシナリオ勉強会

中心市街地の事業者を中心に、再開発事業地権者や地元市議会議員、行政関係者らを含め皆生が和紙中心市街地の今後について、毎週定例会を設け、自らの主体事業実施事業の検討と掛川市及び中活関係者への提言提案づくりを協議検討している。

④ 民間事業者による活動団体

- ・おかみさん会
- ・好きですかけがわの街実行委員会
- ・かけがわストリートけっトラ市実行委員会
- ・かけがわストリートカフェ実行委員会

⑤ かけがわ街づくり株式会社

平成 14 年に設立され、中心市街地に関わる各団体等と連携し、空き店舗支援事業、駐車場管理運営事業等の活性化の支援を行っている。